

法人番号等の公表同意書

◎ この同意書は、基本3情報の公表に同意する「人格のない社団等」の代表者又は管理人の方が使用するものです。（提出の際は、裏面の記載要領等をご確認ください。）

◎ 基本3情報の公表に同意しない場合、提出する必要はありません。

受 付 印

年 月 日

国税庁長官殿

法 人 番 号												
(フ リ ガ ナ)												
商 号 又 は 名 称												
(フ リ ガ ナ)												
本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	☐ 国内	(〒)										
※ 「国外」にレ印を付した 場合は日本国外にある本店 又は主たる事務所の所在地 を記載	☐ 国外	(電話番号 —)										
(フ リ ガ ナ)												
国内における事務所 又は営業所の所在地	(〒)											
※ 上欄で「国外」にレ印を 付した場合に記載	(電話番号 —)											
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、 商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表することについて、 同意します。												
(フ リ ガ ナ)												
代 表 者 又 は 管 理 人 氏 名												
※ 国内に本店又は主たる事務所を有しない場合は、国内 における代表者又は管理人氏名												
参 考 事 項												

整 理 欄	回 付 日		審 査			備 考	
	入力処理日		確 認				

注意 整理欄は記載しないでください。

法人番号等の公表同意書の記載要領等

1 「法人番号等の公表同意書」について

この同意書は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人が、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号(以下「基本3情報」といいます。)の公表に同意するときに、国税庁長官に提出するものです。

2 記載方法

- (1) 「法人番号」欄には、この届出書を提出する人格のない社団等の法人番号(13桁)を記載してください。
- (2) 「商号又は名称」欄には、この届出書を提出する人格のない社団等の商号又は名称を記載してください。
- (3) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、この同意書を提出する人格のない社団等の本店又は主たる事務所の所在地について、「国内」又は「国外」のいずれかの口(チェック欄)にレ印を付した上で、当該所在地及び電話番号を記載してください。
- (4) 「国内における事務所又は営業所の所在地」欄には、日本国内に本店又は主たる事務所を有しない(上記(3)で「国外」にレ印を付した)場合に、日本国内における事務所又は営業所の所在地及び電話番号を記載してください。
なお、日本国内における事務所又は営業所の所在地が二つ以上ある場合は、主たるものの所在地及び電話番号を記載してください。
- (5) 「代表者又は管理人氏名」欄には、人格のない社団等の代表者又は管理人が氏名を記載してください。
なお、日本国内に本店又は主たる事務所を有しない(上記(3)で「国外」にレ印を付した)場合は、上記(4)の事務所又は営業所の代表者又は管理人が氏名を記載してください。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載してください。

3 注意事項

人格のない社団等の代表者又は管理人が公表に同意した場合、インターネット(「国税庁法人番号公表サイト」)を利用して基本3情報を公表します。

なお、公表される商号又は名称については、フリガナを含みます。

また、公表に同意した後に、商号や主たる事務所の所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

基本3情報の公表同意及び同意の撤回については、次の事項をよくお読みください。

■ 国税庁法人番号公表サイトには、各法人の情報を検索・閲覧する機能以外に、各法人の情報をダウンロードする機能があります。これら2つの機能で提供する基本3情報は、それぞれ更新期間が異なります(検索・閲覧機能は随時更新され、ダウンロード機能は一定期間ごとに更新されます)。このため「公表の同意を撤回する旨の届出書」が提出され、同サイトの画面で基本3情報を閲覧することができなくなっても、ダウンロード用のデータにはその更新期限まで一時的に基本3情報が残ります。

■ 基本3情報は、国税庁法人番号公表サイトで公表後、広く一般に利活用されるため、「公表の同意を撤回する旨の届出書」を提出して公表を取りやめた場合でも、一度インターネットに公表した情報の流通を完全に止めることは事実上不可能となります。

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、行政機関の長等は国税庁長官に対して基本3情報の提供を求めることができるとされています。このため、公表の同意が得られない場合であっても、他の行政機関の長等に基本3情報を提供することがあります。

なお、提供された情報は、各行政機関等において守秘義務が課された情報として十分注意して取り扱われることとなります。

※ この書類は、国税庁長官官房企画課法人番号管理室にご提出ください。